

オンラインセミナー:ALPS処理汚染水 海洋放出の意味するものは？

「差止訴訟」をめざすもの

2023. 9.12
武藤 類子



CHOEIMARU

TOILET

これまでの市民の対応



公害罪で刑事告発



漁業者の「断固反対」



市民主催の意見交換会



県への申し入れ



東電への申し入れ



世界中で上がる海洋放出
反対の声



国への申し入れ



海洋放出の8.24には各地で抗議行動

↓ 大熊町 国道6号中央台交差点(福島第一原発から2Km)



『ALPS処理汚染水差止訴訟』

9月8日、漁業関係者と市民151人が
国と東電を相手取り福島地裁に提訴



ALPS処理汚染水差止訴訟

国(原子力規制委員会)への行政訴訟と 東電への民事訴訟(差止訴訟)

■訴訟で求めること(請求の趣旨)

- ・国に対し、東電の海洋放出設備建設への認可が無効であることの確認と、その認可の取り消しを求める
- ・国に対し、東電の海洋放出運用計画への認可の取り消しを求める
- ・国に対し、東電に交付した海洋放出設備の使用前検査終了証の取り消しを求める
- ・東電に対し、ALPS処理汚染水の海洋放出をしないことを求める

国は海洋放出を許可してはならない
東電は海洋放出してはならない

ALPS処理汚染水差止訴訟

■訴訟を起こした理由と根拠(請求の原因)

- 原告らは、福島第一原発事故の被害者であり、海洋放出は原告らに対する**二重の加害**である
- 人格権(汚染されない環境で平穏に生活する権利)や漁民に対する漁業行使権などが侵害されている
- 汚染物質を故意に海洋放出することは許されない
- 国際環境法(ロンドン条約、国連海洋法条約)の理念からも違反している
- 漁業者との文書約束を破るという手続き的違法性、背信行為がある
- 実行可能な代替案がある
- IAEA報告によって海洋放出を正当化することはできない

「ALPS処理汚染水差止訴訟」第二次原告募集

●原告になれる方

福島、茨城、宮城、岩手、千葉、東京に居住する方、原発事故により前記1都5県から避難中の方。

●訴訟費用

訴訟費用(印紙代等)として13,500円をご負担いただきます。

●お申し込み方法

10月10日までに**お名前、ご住所(郵便番号も)、電話番号、Eメールアドレス**を下記連絡先までEメールかFAXでお申し込みください。

追って原告団事務局より委任状等の必要資料を郵送いたします。

●原告になれない方へご支援のお願い

争点を絞り、迅速に差止を実現させるため、原告範囲を限らせていただきました。今回原告になれない方も、ぜひ共に裁判を闘っていただくため、今後発足させる予定の「ALPS処理汚染水差止訴訟を支援する会(仮称)」にご参加いただきま

お問合せ・連絡先

ALPS処理汚染水差止訴訟原告団事務局(担当:丹治杉江)

〒970-8045 福島県いわき市郷ヶ丘4丁目13-5

電話番号:090-7797-4673 FAX:0246-68-6930

Eメールアドレス: ran1953@sea.plala.or.jp

